

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られており、婚姻に際しては夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないとされています。現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が約95%となっており、名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実があります。

平成8年の法制審議会では、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申しましたが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らず、その後の議論は長年にわたり平行線のまま推移しています。

その後、平成27年12月の最高裁判所判決に引き続き、令和3年6月の最高裁判所決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところであります。

日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう令和6年6月に提言されています。また、令和6年10月に国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を政府に行っており、日本経済上も国際上も影響を及ぼしうるものであることを示しています。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐることは、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されています。

よって国におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、より積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月26日

摂津市議会